

平成 28 年 3 月 10 日

株主 各位

ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西岡 孝

第 16 回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

当社は、「第 16 回定時株主総会招集ご通知」について一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。何卒ご了承賜りたく謹んでお詫び申し上げます。

なお、訂正箇所には下線を引かせていただきます

記

事業報告

◆修正前 頁 10

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

修正後

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

名 称	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
発 行 決 議 日	平成 25 年 3 月 13 日	平成 26 年 1 月 17 日	平成 27 年 3 月 13 日
新 株 予 約 権 の 数	7,300 個	7,910 個	5,270 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 730,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	普通株式 791,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)	普通株式 527,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 96 円	1 株当たり 218 円	1 株当たり 287 円
権 利 行 使 期 間	平成 29 年 3 月 14 日から 平成 35 年 3 月 13 日まで	平成 31 年 1 月 17 日から 平成 36 年 1 月 16 日まで	平成 31 年 3 月 13 日から 平成 37 年 3 月 12 日まで
行 使 の 条 件	(注) 1,2,3	(注) 4,5,6	(注) 2,3,7
役 員 の 保 有 状 況	取締役(社外取締役を除く) 新株予約権の数 7,100 個 目的となる株 710,000 株 保有者数 3 人	新株予約権の数 7,750 個 目的となる株式数 775,000 株 保有者数 3 人	新株予約権の数 5,200 個 目的となる株式 520,000 株 保有者数 3 人

役員 の 保有状況	社外取締役	新株予約権の数 200 個	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 70 個
		目的となる株式 20,000 株	目的となる株式数 一株	目的となる株式数 7,000 株
		保有者数 1 人	保有者数 一人	保有者数 1 人
	監査役	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 160 個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 16,000 株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一人	保有者数 3 人	保有者数 一人

- (注) 1、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 2、新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- 3、本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
- 4、新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- 5、新株予約権者が本新株予約権の権利行使期間到来前または到来後において死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- 6、本新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。但し、取締役会の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 7、新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

◆修正前 頁 26 12 行

7. 重要な後発事象に関する注記

< 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項 >

修正後

< 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項 >

◆修正前 頁 26 24 行

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 37 15 行

8. 重要な後発事象に関する注記

< 当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項 >

修正後

8. 重要な後発事象に関する注記

＜当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項＞

◆修正前 頁 37

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後

⑤新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 46 3行

第3号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

修正後

第3号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項 の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

◆修正前 頁 46 10行

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の意識向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

修正後

I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の意識向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

◆修正前 頁 46 15行

II 新株予約権の要領

1. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

修正後 頁 46 15 行

II 新株予約権の要領

1. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

◆修正前 頁 47

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

修正後

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

以上